

規約

2016年4月設立 地域猫保護活動組織 ねころび

第1条 名称

本会の名称は『ねころび』とする。

第2条 所在地

本会の事務局は『愛知県名古屋市』に置く。

第3条 目的

主として愛知県名古屋市内の野良猫の保護を目的とし、保護猫の里親探しとTNRさくらねこ活動が本会の目的となる。

第4条 活動内容

1. 行政および自治体、さらには地域住民とも連携し、動物愛護活動に尽力する。
2. 地域社会の迷惑ともなりえる望まれない子猫たちの繁殖を未然に防ぐため、野良猫を保護する。
3. 保護した猫には必要な治療・不妊手術等を済ませた上で、地域猫として生涯を全うさせる。もしくは適正な飼主へ譲渡する。
4. 保護活動の詳細および保護猫の様子、新しい飼主（里親）募集に際しては、本サイト『ねころび』にて報告する。

第5条 メンバー

本会のメンバーは、すべて『ねころび』の活動に賛同するボランティアである。
メンバーは本会の運営を円滑に行うために、それぞれができる範囲内で活動に参加するものとする。

第6条 運営費

1. 決まった会費は定めず、すべて寄付金にて運営する。
2. 譲渡が成立した場合、譲渡動物の里親に対し1件につき、一定額の医療費、諸経費負担をお願いする。

3. 会にて制作した『ねころびグッズ』などの売上についても、全て『ねころび』の運営費として利用する。
4. 運営費の主な用途は、保護猫にかかる医療費、餌代等その他活動に関わるものであり、その用途についてはすべて本サイト『ねころび』上で公開する。